

1 条例制定の背景

国では、犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）を施行し、基本法第5条において、「地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。

また、県では、令和6年に岩手県犯罪被害者等支援条例（以下「県条例」という。）を施行し、県条例第7条において、「市町村が犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、実施するために、必要な支援を行う」としています。

これを踏まえ市では、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に「花巻市犯罪被害者等支援条例」を制定することとし、併せて、市が行う具体的な支援内容の検討を進めています。

なお、本条例の制定に際し、▶県内外の先進地調査▶花巻地区犯罪被害者等支援ネットワーク会議、（公社）いわて被害者支援センターからの意見聴取▶パブリックコメント（R7.12.15～R8.1.15）一などを実施しました。

2 条例の構成

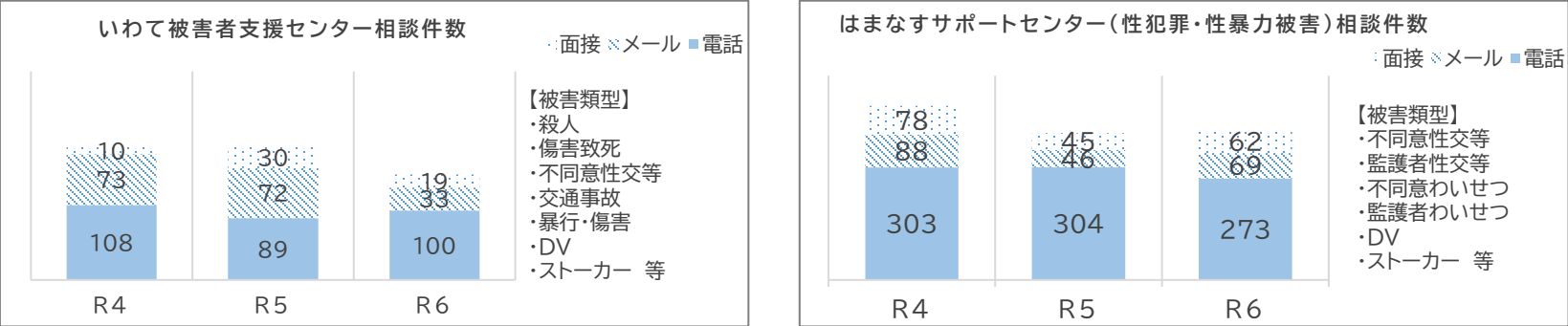
条	項目
第1～3条	条例の目的、用語の意義、基本理念
第4～5条	市の責務、市民や事業者等の役割
第6条	相談及び情報の提供等 市長は、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を総合的に行うための窓口を設置する ⇒要綱を別に定めることで調整中
第7条	経済的負担の軽減 市長は、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、必要な支援を行う ⇒要綱を別に定めることで調整中 （例：盛岡市）遺族見舞金：30万円 重症病見舞金：10万円
第8～14条	その他、市長が行う必要な支援 ▶各種行政サービスの提供▶安全の確保▶居住の安定▶就労支援▶啓発活動▶学校等との連携▶民間支援団体に対する支援
第15条	支援の制限
第16条	委任

3 県内市町村における条例制定の動き

令和7年4月に県内の自治体で初めて、盛岡市が犯罪被害者等支援に関する条例を施行。同年12月には、紫波町、矢巾町で同様の条例を制定したほか、滝沢市や雫石町では、令和8年4月の施行を目指し条例制定への検討を進めています。

参考1) 犯罪被害に関する相談件数

令和6年度中に（公社）いわて被害者支援センター寄せられた相談件数は下表のとおりです。



参考2) 市が行う犯罪被害者等への支援メニュー(例)

支援メニュー	支援内容
見舞金	遺族見舞金:犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位の遺族へ支給します。
	重症病見舞金:重傷病による身体の被害を負った犯罪被害者本人へ支給します。
公営住宅優先入居等	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に対応します。
こころや身体に関する相談	こころや身体に関する不安や悩みがある方やその家族及びその関係者に対して、保健師等による相談対応を行います。
DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に対応します。
子育ての悩み、児童虐待相談	子育てに関する相談、児童虐待に関する相談に対応します。
障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。
高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。
母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。
住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、支援措置対象者の保護を図る。
就業の支援	生活困窮者を対象に、ハローワークと連携した就労支援を行います。
第三者行為	第三者行為(交通事故、暴力行為等)によるけがや病気を治療する場合、届出により治療費を国保で立て替えます。
一時預かり事業	保護者の傷病・入院等により家庭での保育が困難となったとき、保育園で乳幼児の一時預かりを実施します。
専門家による無料法律相談	弁護士や司法書士、行政書士など専門家による無料相談会を開催します。